

労災保険制度

事業主不服申し立て制度を止めよう！！

12月16日
開催予定

労災保険部会・緊急アピール行動

いま、労災・職業病の被災者の療養生活や権利を破壊する制度改悪が、まともな議論もないままに、強行されようとしています。

12月16日、この改悪に反対する、労災当事者や労働組合、労働団体の声を、労働政策審議会(労災保険部会)の会場前で訴えます！！

12月7日、厚生労働省の「労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」で、労働保険料認定決定に対する審査請求において、事業主が労災保険支給決定の支給要件該当性を争うことができるようになる案が了承されました。

労災認定の具体的な内容について、企業が争うことができる制度が年内にも作られようとしているのです。このような制度が実現した場合、労働保険料の決定に関する不服にとどまらない、深刻な悪影響を全国の労働者にもたらす危険があります。厚労省内部の検討会でたった2回、一カ月程度の議論だけで決めてよい内容ではありません。

12月16日に予定されている労働政策審議会・労災保険部会で、今回の案について意見交換が行われる可能性があります。そして厚労省は、この部会での意見交換の後に、今回の改悪を実施するつもりようです。労災保険部会に対して、拙速な議論を止め、立ち止まって慎重な議論を行うよう訴える必要があります。労災被災者や遺族を守るために、連帯して共に声を挙げましょう。労災保険部会への緊急アピール行動にぜひご参加ください。

【労災保険部会への緊急アピール行動】

日時： 2022年 12月16日(金) 10:00～

会場： 未定（労災保険部会の会場建物前）

※労災保険部会の会場が公表され次第、改めてお知らせします。

呼びかけ： 全国労働安全衛生センター連絡会議

【本件の問い合わせ先】

全国労働安全衛生センター連絡会議（担当： 天野）

TEL:03-3683-9765／Email: amano@toshc.org